

企 画 提 案 仕 様 書

本公募は、国の沖縄振興特別推進付金の交付決定を前提とした準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業です。

国の沖縄振興特別交付金の交付決定がなされなかった場合は、契約を締結しないことがありますのであらかじめご了承下さい。

1 事業名 令和8年度マングース対策事業

2 事業目的

令和3年7月に世界自然遺産に登録された沖縄島北部地域は、ヤンバルクイナ等の希少な野生生物が多数生息し、豊かな生態系を形成している。

しかし、外来種のフイリマングース（以下「マングース」という。）が侵入したことにより在来の野生生物の生息数が減少するなど、同地域の生態系に重大な影響が生じている。

本業務は、同地域において、マングースを防除することにより、希少な野生生物を保護し、豊かな生態系の保全を図ることを目的とする。

3 事業期間

契約を締結した日から令和9年3月31日まで。

4 事業実施地域

沖縄島北部地域（国頭村、東村、大宜味村及び名護市）（別紙参照）

5 業務内容

（1）マングースの捕獲作業等の実施

第1バッファゾーン、第2バッファゾーン、および第三北上防止柵と名護市源河林道で挟まれた地域において、マングースを捕獲する。

（留意事項）

捕獲努力量は、第1バッファゾーンで120,000わな日以上、第2バッファゾーンで220,000わな日以上。第三北上防止柵と名護市源河林道で挟まれた地域については、第2バッファゾーンへの侵入個体を防除できるよう適切な捕獲圧を確保する。

【企画提案部分】捕獲手法

※令和7年度事業は、県が所有する筒わな約3,000台、Doc250約550台、A18約150台を使用し捕獲作業を行っている。

（2）捕獲したマングースの回収・処分方法および記録

捕獲、回収したマングースを、性別、発育段階及び生体計測値等を記録後、法令等に基づき適切に処理をする。

（3）マングースのモニタリング

マングースの生息状況を把握し、効果的な捕獲を実施するためのモニタリングを実施する。

【企画提案部分】モニタリング手法

※令和7年度は、県が所有するセンサーカメラ85台を使用しモニタリングを行っている。

(4) イノシシによる被害防止対策

イノシシにより筒わなが荒らされる被害が確認された場合は、そのエリアにおいてイノシシの対策を実施する。

【企画提案部分】イノシシの対策手法

(5) 北上防止柵の機能確認

第一、第二、第三北上防止柵の機能に異常が発生していないか確認し、異常がある場合には、県に報告する。

(6) 希少種回復実態調査

事業の成果を確認するために希少種を中心に生息状況に関し、情報収集及び調査を行う。マングース捕獲作業に伴う在来種調査とは別に、以下の在来種生息状況調査を実施する。出現（鳴き声を含む）する動物（主に脊椎動物及び普通種を含む）のGPSの位置情報、観察日時等を記録する。各種調査は、対象種毎に対象地域の分布状況及び密度勾配が把握できるように、必要に応じて、専門家等の意見を参考に適時修正しながら、効果的なモニタリング手法を検討する。

ア 定点観察

地域標準メッシュ（自然環境保全基礎調査用メッシュ図、1.3km×0.9km）で、第一北上防止柵以北において192メッシュ、第1バッファゾーンにおいて17メッシュとし、第2バッファゾーンで34メッシュ程度を対象地とする。

イ 希少哺乳類・鳥類のモニタリング

希少哺乳類・鳥類のモニタリングは自動撮影カメラを用いて実施する。調査メッシュは15メッシュとし、1メッシュあたり約5台、計75台程度自動撮影カメラを設置し、毎月点検する。なお、過年度に設置した自動撮影カメラを活用する。

ウ 両生爬虫類のモニタリング

第1・第2バッファゾーンにおいて、過年度と同様の調査ルートにおいて、日中及び夜間のラインセンサス等により生息状況のモニタリングを実施する。

エ わなの点検に併せて行う希少種等の確認

わなの見回りの際に、作業従事者によるヤンバルクイナ、ノグチゲラ、アカヒゲ、オキナワイシカワガエル、ハナサキガエル、ホルストガエル及びトカゲ類等在来種の調査を併せて実施する。また、外来種（タイワンハブ、タイワンスジオ、ツルヒヨドリ等）を発見した場合には、その都度県に報告し、環境省へ情報共有することとする。

(7) 新規捕獲手法に関する情報収集

沖縄島北部地域の自然環境に適した、新たな効果的・効率的な捕獲手法に関する情報収集を行う。（例：化学的防除）

【企画提案部分】北部地域での防除における課題と想定される防除手法

(8) 対策検討地域における防除に係る課題の整理

対策検討地域において防除を行う場合の課題を整理する。

【企画提案部分】 想定される課題と防除手法

(9) データの集計・解析等

捕獲状況、分布密度、捕獲効率および希少種回復実態について、以下のことを考慮し調査検討するとともにその結果について評価する。

データの分析にあたっては、沖縄県が実施した過去のデータと比較検討する。また、環境省及びその他事業者のデータも十分活用する。

ア 捕獲努力量、捕獲数、捕獲効率等の基本的事項を区域単位等で取りまとめる。

イ 捕獲個体の変化、生息密度変化、わな設置位置と捕獲数の関連等の検討を行い、課題点を抽出するとともに捕獲手法に反映させ、捕獲事業全般を取りまとめる。

ウ 新規捕獲手法に関する情報収集の内容についてとりまとめる。

エ 希少種の分布状況を整理し、経年的な生息状況の推移を分析する。また、既知の報告との比較が可能な種については、その回復実態について取りまとめる。

オ 県と環境省が令和7年度マングース防除事業において実施した、希少種回復実態調査を6月までにとりまとめる。

(10) 専門家等意見の聴取等

ア 専門家等へのヒアリング

本事業で実施する防除について技術的な側面からの助言等を聴取する。

イ 検討委員会等への参加

環境省が主催する検討委員会等に参加し、県事業の説明や情報収集を行う。

(11) 普及啓発の実施

一般県民向けの普及啓発を実施すること。

【企画提案部分】 一般向けに適した普及啓発の手法や内容

(12) 業務実施状況報告打ち合わせ

業務の進捗状況等について、県との調整を実施する（概ね2か月に1回程度）。

(13) 業務実施結果の取りまとめ

上記(1)～(12)の業務実施結果について取りまとめ、成果報告として提出する。

6 業務実施に際しての留意事項

(1) 防除に必要な法令等の手続きは全て確実に実施すること。

(2) 捕獲作業を行う者は、必要な資格を有する者とする。

(3) 希少種調査の調査員は、希少哺乳類、希少鳥類、希少両生爬虫類等のモニタリング調査実績を有する者とする。

(4) 地域住民に対して業務実施前に業務内容等について周知を行う等十分配慮するとともに、捕獲作業実施期間中は、常時身分証を携帯する。

(5) わなの設置に係る私有地、村有地、県有林、国有林及び防衛省管理区域への立入等に必要な調整を行う。

- (6) 沖縄県北部地域におけるマングースの完全排除に向けて、事業を効果的、効率的に実施するため、環境省が実施するマングース防除事業と十分な連携を図ること。このため、環境省の担当者および事業実施者と調整等を密に行う。

7 成果品

- (1) 最終成果報告書（2部、簡易版2部）
(2) 原稿一式（電子媒体）

電子媒体は、以下の扱いによるものとする。

ア OSはMicrosoft社Windows 10形式で表示可能とする。

イ 文字については、ワープロソフト（Microsoft社Word2008以上）で作成されたものとする。

・計算表については、表計算ソフト（Microsoft社Excel2008以上）で作成されたものとする。

・画像については、BMP形式又はJPEG形式とする。

・GISについては、Arc View 10.2（Environmental Systems Research Institute社）を用いるものとする。

ウ 格納媒体は、CD又はCD-Rとする。

なお、成果物等には業務年度及び事業名称を格納ケース及び格納媒体に必ずラベルにより付記すること。

上記成果物に加え、

・PDFファイル形式としたもの。

・写真・イラスト・グラフ等の画像部分は、GIF、JPEG等のファイル形式としたものを各々成果物として加える。

8 再委託について

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督等の統括的かつ根幹的な業務

ウ 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

- (2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

9 委託上限額及び経費積算について

- (1) 委託料の上限は114,664,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、これは企画提案のために提示する額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。
- (2) 費目については、以下の内容で積算すること。
- ア 直接人件費
- イ 直接経費（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）

ウ 一般管理費

((直接人件費 + 直接経費 - 再委託費) ×10/100 以内とする。)

エ 消費税

※ 再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、応募事業者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費は一般管理費の算定にあたって控除するものとする。

※ 各経費は、単価、月数、回数、個数等、見積条件が分かるよう明記すること。

※ 事業終了時には証憑を検査し、実際に支出した額について契約額の範囲内で支払うこととする（一般管理費を除く）。

10 その他

- (1) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じ受託者に貸与又は閲覧可能である。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (3) 業務実施にあたり疑義が生じた場合、県と受託者で協議の上決定する。

11 留意事項

- (1) 委託業務の経理に関し、以下のことに留意すること。
 - ア 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の用途を明らかにしておくこと。
 - イ 雇い入れた労働者の出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等の書類を整備、保管すること。
 - ウ 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (2) 沖縄県は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、又は沖縄県職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (3) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、委託料を減額される場合がある。実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に支払った委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、その額を返還すること。
- (4) 委託事業終了後、国の会計検査院の实地検査が行われる場合がある。

事業実施地域

